

2021年3月19日

組合員 各位

千葉県学校生活協同組合 管理課

「緊急事態宣言」解除後の事務所営業体制について

千葉県学校生活協同組合では、日本政府より1月7日に「緊急事態宣言」が発出されたことを受け、2021年1月12日から2021年3月21日までの期間、事務所営業時間を短縮してまいりました。

3月18日、日本政府より、21日をもって宣言を解除することが発表されました。しかしながら、感染拡大が終息したわけではなく、解除後も「リバウンド対策」への対応が要請されております。

当組合としても、日本政府・千葉県・千葉市の対応を遵守するとともに、事業継続計画（BCP）および感染症対策方針・感染マニュアルに照らし、営業体制については段階的に緩和することといたしました。組合員皆様には、大変ご不便とご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

□ 2021年3月22日 ～ 2021年3月31日までの営業時間

平日 9時30分 ～ 16時30分

なお、営業時間外のお問い合わせは、学生協ホームページの「お問い合わせ」よりメールでもお受けできますのでご利用ください。